



最低賃金って・・・？



働くすべての人が対象！



都道府県ごとに決められていて、毎年改定！



最低賃金未満の労働契約は無効！



地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！



賃金が、最低賃金額以上になっているか確認してみよう！



[最低賃金の比較方法]

1 時間給の場合 ▶ 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)

2 日給の場合 ▶ 日給 \div 1日所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、
日給 \geq 最低賃金額 (日額)

注) 日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

3 月給の場合 ▶ 月給 \div 1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

4 上記1~3の組み合わせの場合 ▶ 例えば基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- | | |
|---|---|
| ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) | ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) |
| ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) | ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) |
| ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) | ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当 |